

# 事故発生防止指針

## 1. 事故発生防止の基本方針

社会福祉法人つばみ会の全ての職員は、事故を未然に防ぐことを常時意識し、常に創意工夫をすることで、より質の高い介護につながるサービスを提供ことを目標に、介護事故防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人一人の生活に重点を置いた個別ケア提供は、勿論、利用者の個別事故防止についても日々検討を重ね、組織全体での介護事故防止に取り組むことを基本方針とする。

## 2. 介護・医療事故防止委員会

1. 介護・医療安全委員会規程には、以下の事項を規程する。

- ア 介護・医療事故防止のための施設内体制の整備
- イ 介護・医療事故防止対策委員会の設置及び所掌事務
- ウ ヒヤリ・ハット事例の報告体制
- エ 介護・医療報告体制
- オ 介護・医療事故発生時の対応
- カ その他、医療事故の防止に関する事項

## 2. 介護・医療安全委員会の設置

### 第1条（目的）

当施設における介護・医療事故の防止を計るため介護・医療安全委員会を設置し、名称を介護・医療安全委員会とする。

### 第2条（委員等）

- (1) 委員会は、施設長が任命する次にあげる  
施設長、事務長、部長、各主任

第3条（会議等）委員会は、所掌事務に係る調査、審議の任務を行う。

- (1) 3ヶ月に1回、第3火曜日、PM5時より行う。  
ただし、必要に応じて臨時の委員会を開催できるものとする。

### 第4条（介護・医療事故）

- (1) 委員会は、報告、資料に基づき、事故内容を分析して将来の介護・医療事故を分析して、将来の介護・医療事故防止策をまとめ、それを職員に徹底しなければならない。

### 第5条（ヒヤリハット）

- (1) 委員会は、ヒヤリハット報告・事故報告書の書式を定め、職員に対してヒヤリハット・事故報告書を行うように求める。

## 第6条（研修、教育）

- （1）委員会は、介護・医療事故防止のため適宜研修会を開催する。
- （2）重大事故発生時には施設長、事務長、部長など組織管理者を招集し緊急会議を開催し、情報の共有と当面の対応を協議する。

ア 利用者・家族への対応

イ 職員への対応

エ 各関係機関への報告（行政機関・警察・関係団体）

## 3. ヒヤリハット部会の設置（ヒヤリ・ハット委員会）

- （1）介護・医療事故防止対策を実行あるものとするためにヒヤリハット部会を設ける。

（2）部会は、各事業所の担当で構成する。

（3）部会は、委員会開催前に開催し、各報告書の整理、検討し、委員会へ提出する。

（4）部会の所掌事務は、以下の通りとする。

ア ヒヤリ・ハットの事例分析ならびに事故予防策の検討及び提言に関すること

イ 介護・医療事故の分析ならびに再発防止策の検討及び提言に関すること

エ 介護・医療事故に関する諸記録の点検に関すること

オ 介護・医療事故防止のための啓発、広報等に関すること

## 「送迎車」事故対応マニュアル

- ・ 運転手は、携帯電話を必ず持参する。

（個人の携帯電話使用の場合 フリーダイヤル 0120-4165-2525を利用する。）

- ・ 利用者の状態を乗車前に把握する。必ず利用者と家族へ声掛けし、確認する。
- ・ 車内での利用者座席の確認。シートベルト着用したか、運転手が声掛けし確認する。

（追突・衝突）

### 1 事故発生

- ①警察連絡 ②救急車依頼 ③施設へ連絡し、利用者の安否、状況を報告する
- ④指示を待つ

③施設連絡は所属の主任へ部長・事務長・施設長へ報告

短期入所・デイサービス事業所の場合、次便の利用者の家族へ連絡し時間の調整を行う。

④事務長は、職員を現場に派遣し、連絡をとる。

事故状況により、施設は

- ・乗車中の搬送は、タクシーへ依頼する。
- ・負傷の状況により利用者家族へ連絡する。

## 2 人身事故発生

①救急車依頼 ②警察連絡 ③施設へ連絡し、利用者の安否、状況を報告する

④指示を待つ

※利用者優先で行動、負傷者以外の利用者は、施設の車両又はタクシーで施設へ搬送

助手の役割

- ・利用者の座席の確認
- ・負傷の有無の確認
- ・運転手が負傷した場合は、警察・救急車・施設へ連絡する。

施設は事故の報告を受けたら、直ちに前後の指示・連絡を行い現場に行く。

事故状況の把握を行い、施設長へ報告する

在宅訪問の場合、

### 1. 同乗者なし

①施設へ連絡し、状況説明し、指示を受ける。

②警察へ届ける

※事故を起こした場合は、直ちに施設へ連絡を入れる。

※どんな小さな事故でも必ず報告する。

※報告書は、速やかに提出すること